

3 資産管理事務

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容								
パスポートセンター	<p>下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 562 1605 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 562 635 659">種別</th> <th data-bbox="635 562 1130 659">所在地 (施設名)</th> <th data-bbox="1130 562 1329 659">借用数量</th> <th data-bbox="1329 562 1605 659">借用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 659 635 772">建物</td> <td data-bbox="635 659 1130 772">泉佐野市りんくう往来北1番 (りんくうゲートタワービル17階の一部)</td> <td data-bbox="1130 659 1329 772">262.33㎡</td> <td data-bbox="1329 659 1605 772">一般旅券発給 申請受付及び 交付業務</td> </tr> </tbody> </table>				種別	所在地 (施設名)	借用数量	借用目的	建物	泉佐野市りんくう往来北1番 (りんくうゲートタワービル17階の一部)	262.33㎡	一般旅券発給 申請受付及び 交付業務	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は関係規則等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産(土地、建物など)を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳に借用登録を行った。今後は、適正な台帳管理に努める。</p>
種別	所在地 (施設名)	借用数量	借用目的											
建物	泉佐野市りんくう往来北1番 (りんくうゲートタワービル17階の一部)	262.33㎡	一般旅券発給 申請受付及び 交付業務											

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年12月1日)

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容	
吹田保健所	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかった。						速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。	借用登録されていなかった内容について、公有財産台帳等管理システムに登録した。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき適切に事務処理を行う。	
		種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用料 (円)	借用目的	借用期間		
		土地	吹田市 出口町 765-5	1,134.63	無償	吹田保健所 用地	平成元年3月27日 から平成30年3月31日 まで ※平成5年4月1日 から5年ごとの自動更新		
		<p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行なったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p>							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月1日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容	
寝屋川保健所	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかった。						速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。	借用登録されていなかった内容について、公有財産台帳等管理システムに登録した。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき適切に事務処理を行う。	
		種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用料 (円)	借用目的	借用期間		
		土地	寝屋川市八坂町28番3号	1,636.37	無償	保健所用地	昭和45年8月16日から 平成29年3月31日まで ※毎年度当初に使用許可		
		<p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行なったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p>							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月1日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
泉佐野保健所	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかったもの及び借用登録の更新を行っていないものがあつた。						速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。	借用登録されていなかった内容については、公有財産台帳等管理システムに登録し、借用登録の更新を行っていないものについても更新を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適切に事務処理することとする。
	(借用登録されていなかったもの)							
	種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用料 (円)	借用目的	借用期間		
	土地	泉佐野市上瓦屋583番地の19の一部	383.00	月額 53,000円	大阪府泉佐野保健所敷地	平成16年4月1日から平成29年3月31日まで ※平成16年4月1日から1年ごとの自動更新		
(借用登録の更新を行っていないもの)						<p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用</p> <p>府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。</p> <p>借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p>		
種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用料 (円)	借用目的	借用期間			
土地	泉佐野市上瓦屋583番地の19の一部	736.08	無償	大阪府泉佐野保健所敷地	平成7年6月1日から平成29年5月31日まで ※平成10年6月1日から1年ごとの自動更新 (注)			
(注) 公有財産台帳では借用期間が、「平成7年6月1日から平成10年5月31日まで」となっていた。								

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年12月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
計量検定所	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領第19条では、部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとされているが、行政財産の使用許可を行っているにもかかわらず、公有財産台帳に登録していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="460 552 1635 1444"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量 (㎡)</th> <th>許可目的</th> <th>年間使用料 (円)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>8.00</td> <td>車両の保管庫</td> <td>26,000</td> <td>H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>73.00</td> <td>事務所</td> <td>551,660</td> <td>H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.00</td> <td>証紙売り捌きスペース</td> <td>15,120</td> <td>H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>0.52</td> <td>自動販売機設置</td> <td>140,180</td> <td>H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>61.2</td> <td>一般主任計量者資格取得のための講習会会場</td> <td>1,290 / 1日</td> <td>H27. 4. 15 H27. 6. 17 H27. 6. 19 H27. 7. 29 H27. 8. 4 H27. 8. 5 H27. 10. 14 H27. 12. 9 H28. 2. 3 H28. 2. 17</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間	土地	8.00	車両の保管庫	26,000	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	建物	73.00	事務所	551,660	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	建物	2.00	証紙売り捌きスペース	15,120	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	建物	0.52	自動販売機設置	140,180	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	建物	61.2	一般主任計量者資格取得のための講習会会場	1,290 / 1日	H27. 4. 15 H27. 6. 17 H27. 6. 19 H27. 7. 29 H27. 8. 4 H27. 8. 5 H27. 10. 14 H27. 12. 9 H28. 2. 3 H28. 2. 17	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査において是正を求められた事項については、速やかに公有財産台帳の登録を行った。登録漏れや更新漏れ等を防ぐため、行政財産使用許可を行った場合は、登録事務を併せて行うこと及び、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理について、職員に対して周知徹底を行った。</p>
種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間																													
土地	8.00	車両の保管庫	26,000	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31																													
建物	73.00	事務所	551,660	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31																													
建物	2.00	証紙売り捌きスペース	15,120	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31																													
建物	0.52	自動販売機設置	140,180	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31																													
建物	61.2	一般主任計量者資格取得のための講習会会場	1,290 / 1日	H27. 4. 15 H27. 6. 17 H27. 6. 19 H27. 7. 29 H27. 8. 4 H27. 8. 5 H27. 10. 14 H27. 12. 9 H28. 2. 3 H28. 2. 17																													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月16日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
商工労働部 北大阪高等職業 技術専門校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領第19条では、部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとされているが、行政財産の使用許可を行っているにもかかわらず、公有財産台帳に登録していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="489 625 1578 1024"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量 (㎡)</th> <th>許可目的</th> <th>年間使用料 (円)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>3.26</td> <td>自動販売機 (4台)</td> <td>907,400</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.20</td> <td>バス停標識柱</td> <td>380</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.40</td> <td>災害用 監視 高所カメラ</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間	建物	3.26	自動販売機 (4台)	907,400	H28.4.1～H29.3.31	土地	0.20	バス停標識柱	380	H28.4.1～H29.3.31	建物	2.40	災害用 監視 高所カメラ	免除	H28.4.1～H29.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査において是正を求められた事項については、速やかに公有財産台帳の更新登録を行った。登録漏れや更新漏れ等を防ぐため、行政財産使用許可を行った場合は、登録事務を併せて行うこと及び、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理について、課内で周知徹底を行った。</p>
種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間																			
建物	3.26	自動販売機 (4台)	907,400	H28.4.1～H29.3.31																			
土地	0.20	バス停標識柱	380	H28.4.1～H29.3.31																			
建物	2.40	災害用 監視 高所カメラ	免除	H28.4.1～H29.3.31																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月19日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
商工労働部 芦原高等職業 技術専門校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領第19条では、部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとされているが、業務委託契約に基づき、受託者が使用する室について、委託契約書をもって行政財産の使用許可を行っているにもかかわらず、公有財産台帳に登録していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 611 1715 940"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量 (㎡)</th> <th>許可目的</th> <th>年間使用料 (円)</th> <th>許可期間 (委託契約期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>15.01</td> <td>警備員室 (有人警備業務委託)</td> <td>免除</td> <td>H26. 9. 1 ~ H29. 9. 1</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>31.00</td> <td>清掃作業員控室 (庁舎日常清掃作業委託)</td> <td>免除</td> <td>H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間 (委託契約期間)	建物	15.01	警備員室 (有人警備業務委託)	免除	H26. 9. 1 ~ H29. 9. 1	建物	31.00	清掃作業員控室 (庁舎日常清掃作業委託)	免除	H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p>	<p>今回の監査において是正を求められた事項については、速やかに公有財産台帳の登録を行った。登録漏れや更新漏れ等を防ぐため、行政財産使用許可を行った場合は、登録事務を併せて行うこと及び、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理について、課内で周知徹底を行った。</p>
種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間 (委託契約期間)														
建物	15.01	警備員室 (有人警備業務委託)	免除	H26. 9. 1 ~ H29. 9. 1														
建物	31.00	清掃作業員控室 (庁舎日常清掃作業委託)	免除	H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年10月21日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
教育センター	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領第5条によれば、公有財産台帳に記載する内容に数量等の増減が生じた場合は、公有財産台帳に登録する必要があるとされているが、本館に増設した財産（空調機）が登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="566 562 1273 743"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 562 964 653">登録すべき取得価格</th> <th data-bbox="964 562 1273 653">財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 653 964 743">172,260円</td> <td data-bbox="964 653 1273 743">本館</td> </tr> </tbody> </table>	登録すべき取得価格	財産名称	172,260円	本館	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> </div>	<p>本件工事に係る支出を財産として公有財産台帳に登載することにより、是正を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
登録すべき取得価格	財産名称						
172,260円	本館						

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月30日、事務局：平成28年11月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																							
教育センター	<p>行政財産の使用許可及び使用承認を行っている下記について、公有財産台帳に登録が行われていなかった。</p> <p>1 使用許可</p> <table border="1" data-bbox="557 562 1614 1255"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>21.90㎡</td> <td>委託業者控室</td> <td>0円</td> <td>H27.5.1～ H30.4.30</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>32.09㎡</td> <td>中央監視室</td> <td>0円</td> <td>H27.5.1～ H30.4.30</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>42.42㎡</td> <td>委託業者控室</td> <td>0円</td> <td>H28.4.1～ H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>15.12㎡</td> <td>委託業者控室</td> <td>0円</td> <td>H27.5.1～ H30.5.1</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機設置</td> <td>1,246,644円</td> <td>H28.4.1～ H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>12.21㎡</td> <td>備蓄倉庫</td> <td>0円</td> <td>H28.4.1～ H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>11.98㎡</td> <td>災害用公衆電話回線</td> <td>0円</td> <td>H28.4.1～ H29.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 使用承認</p> <table border="1" data-bbox="557 1329 1614 1587"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>6.40㎡</td> <td>観測用井戸</td> <td>0円</td> <td>H26.11.30～ H29.12.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>0.3㎡</td> <td>街頭緊急通知システム</td> <td>0円</td> <td>H26.4.1～ H28.2.9</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	21.90㎡	委託業者控室	0円	H27.5.1～ H30.4.30	建物	32.09㎡	中央監視室	0円	H27.5.1～ H30.4.30	建物	42.42㎡	委託業者控室	0円	H28.4.1～ H29.3.31	建物	15.12㎡	委託業者控室	0円	H27.5.1～ H30.5.1	建物	4台	自動販売機設置	1,246,644円	H28.4.1～ H29.3.31	建物	12.21㎡	備蓄倉庫	0円	H28.4.1～ H29.3.31	建物	11.98㎡	災害用公衆電話回線	0円	H28.4.1～ H29.3.31	種別	承認数量	目的	年間使用料	承認期間	土地	6.40㎡	観測用井戸	0円	H26.11.30～ H29.12.31	建物	0.3㎡	街頭緊急通知システム	0円	H26.4.1～ H28.2.9	<p>速やかに公有財産台帳に登録、又は登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査において指摘された、登録していなかった財産について、公有財産台帳に登録した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																																						
建物	21.90㎡	委託業者控室	0円	H27.5.1～ H30.4.30																																																						
建物	32.09㎡	中央監視室	0円	H27.5.1～ H30.4.30																																																						
建物	42.42㎡	委託業者控室	0円	H28.4.1～ H29.3.31																																																						
建物	15.12㎡	委託業者控室	0円	H27.5.1～ H30.5.1																																																						
建物	4台	自動販売機設置	1,246,644円	H28.4.1～ H29.3.31																																																						
建物	12.21㎡	備蓄倉庫	0円	H28.4.1～ H29.3.31																																																						
建物	11.98㎡	災害用公衆電話回線	0円	H28.4.1～ H29.3.31																																																						
種別	承認数量	目的	年間使用料	承認期間																																																						
土地	6.40㎡	観測用井戸	0円	H26.11.30～ H29.12.31																																																						
建物	0.3㎡	街頭緊急通知システム	0円	H26.4.1～ H28.2.9																																																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月30日、事務局：平成28年11月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
高槻北高等学校	<p>1 大阪府公有財産台帳等処理要領第5条によれば、公有財産台帳に記載する内容に数量等の増減が生じた場合は、公有財産台帳に登録する必要があるとされているが、管理普通特別教室棟に増設した財産（情報コンセント）が登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="540 632 1249 814"> <thead> <tr> <th>登録すべき取得価格</th> <th>財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49,680円</td> <td>管理普通特別教室棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 公有財産事務の手引第3章第2節第2の1の(3)の②によれば、建物の一部を利用した渡り廊下等は、建物の一部として扱うものとされているが、建物の一部（校舎棟外階段の延長部分）を利用しているにもかかわらず、工作物として公有財産台帳に登録されているものが、次のとおりあった。</p> <table border="1" data-bbox="540 1108 973 1291"> <thead> <tr> <th>財産番号</th> <th>財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>渡り廊下</td> </tr> </tbody> </table>	登録すべき取得価格	財産名称	49,680円	管理普通特別教室棟	財産番号	財産名称	32	渡り廊下	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売却等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。（以下略） ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。（以下略） (3) 留意点 ② 建物の一部として扱うもの ・ 建物の一部（軒・庇・壁等）を利用した渡り廊下、荷捌所等（以下略）</p>	<p>公有財産台帳へ登録及び是正を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
登録すべき取得価格	財産名称										
49,680円	管理普通特別教室棟										
財産番号	財産名称										
32	渡り廊下										

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
長尾高等学校	<p>公有財産事務の手引第3章第2節第2の1の(3)の②によれば、建物の一部を利用した渡り廊下等は、建物の一部として扱うものとされているが、建物の一部（軒・庇）を利用しているにもかかわらず、工作物として公有財産台帳に登録されているものが、次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="483 594 1270 827"> <thead> <tr> <th>財産番号</th> <th>財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>渡り廊下体育館東</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>渡り廊下体育館西</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>渡り廊下下足室西</td> </tr> </tbody> </table>	財産番号	財産名称	50	渡り廊下体育館東	51	渡り廊下体育館西	53	渡り廊下下足室西	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。（以下略） ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。（以下略） (3) 留意点 ② 建物の一部として扱うもの ・建物の一部（軒・庇・壁等）を利用した渡り廊下、荷捌所等（以下略）</p>	<p>公有財産台帳に誤って工作物として登録されていた、渡り廊下体育館東・西を建物（体育館）の一部、渡り廊下下足室西を建物（下足室）の一部として平成29年1月27日付で修正登録した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
財産番号	財産名称										
50	渡り廊下体育館東										
51	渡り廊下体育館西										
53	渡り廊下下足室西										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
泉鳥取高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しないとされているが、下記の工事で冷媒ガス回収及び処理費に係る諸経費が除外されずに登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 569 1501 800"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約名称</th> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L A N 教室空調機取替工事</td> <td>421,057円</td> <td>421,200円</td> <td>特別教室棟</td> </tr> <tr> <td>保健室空調機取替工事</td> <td>734,086円</td> <td>735,480円</td> <td>特別教室棟</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	台帳登録		財産名称	正	誤	L A N 教室空調機取替工事	421,057円	421,200円	特別教室棟	保健室空調機取替工事	734,086円	735,480円	特別教室棟	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価格（1円に満たない場合は1円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</p> </div>	<p>工事に係る諸経費が除外されずに資産に計上されていた。再度、工事内訳書等の確認を行い、公有財産台帳の修正を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
契約名称	台帳登録		財産名称														
	正	誤															
L A N 教室空調機取替工事	421,057円	421,200円	特別教室棟														
保健室空調機取替工事	734,086円	735,480円	特別教室棟														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月7日）

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項	措置の内容																																									
平野警察署 警察本部 総務部 施設課	下記の継続借用している財産について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。							速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （借用財産） 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> </div>	未登録分については、平成28年12月15日付けで平野警察署において、公有財産台帳に更新登録を行ったものである。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、遅滞なく適正な事務処理を行うこととする。																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>賃借料</th> <th>借用目的</th> <th>借用期間</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>大阪市平野区 加美鞍作1丁目 2-29</td> <td>62.36㎡</td> <td>0円 (免除)</td> <td>交番敷地</td> <td>H27.4.1 ~H28.3.31</td> <td>大阪市</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>大阪市平野区 長吉長原東1丁目 8-1</td> <td>111.77㎡</td> <td>0円 (免除)</td> <td>交番敷地</td> <td>H27.4.1 ~H28.3.31</td> <td>大阪市</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>大阪市平野区 長吉長原西3丁目 10-17</td> <td>131.63㎡</td> <td>0円 (免除)</td> <td>交番敷地</td> <td>H27.4.1 ~H28.3.31</td> <td>大阪市</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>大阪市平野区 長吉六反4丁目 5-29</td> <td>115.21㎡</td> <td>0円 (免除)</td> <td>交番敷地</td> <td>H27.4.1 ~H28.3.31</td> <td>大阪市</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>大阪市平野区 加美北8丁目 9-11</td> <td>130.50㎡</td> <td>0円 (免除)</td> <td>交番敷地</td> <td>H27.4.1 ~H28.3.31</td> <td>大阪市</td> </tr> </tbody> </table>	種別	所在地	借用数量	賃借料	借用目的	借用期間			所有者	土地	大阪市平野区 加美鞍作1丁目 2-29	62.36㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市	土地	大阪市平野区 長吉長原東1丁目 8-1	111.77㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市	土地	大阪市平野区 長吉長原西3丁目 10-17	131.63㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市	土地	大阪市平野区 長吉六反4丁目 5-29	115.21㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市	土地	大阪市平野区 加美北8丁目 9-11	130.50㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市					
	種別	所在地	借用数量	賃借料	借用目的	借用期間	所有者																																											
	土地	大阪市平野区 加美鞍作1丁目 2-29	62.36㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市																																											
	土地	大阪市平野区 長吉長原東1丁目 8-1	111.77㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市																																											
	土地	大阪市平野区 長吉長原西3丁目 10-17	131.63㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市																																											
	土地	大阪市平野区 長吉六反4丁目 5-29	115.21㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市																																											
土地	大阪市平野区 加美北8丁目 9-11	130.50㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ~H28.3.31	大阪市																																												

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項	措置の内容
大阪水上警察署 警察本部 総務部 施設課	下記の継続借用している財産について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。							<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （借用財産） 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> </div>	<p>未登録分については、平成28年11月8日付けで大阪水上警察署において、公有財産台帳に更新登録を行ったものである。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、遅滞なく適正な事務処理を行うこととする。</p>
種別		所在地	借用数量	賃借料	借用目的	借用期間	所有者		
土地		大阪市住之江区 南港南2丁目 南港船だまり	44.80㎡	0円 (免除)	係留地	H27. 4. 1 ～H28. 3. 31	大阪市		

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
高槻警察署 警察本部 総務部 施設課	<p>公有財産台帳の登録内容に誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="477 474 1341 674"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> <th rowspan="2">交番名</th> <th rowspan="2">取得価額</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td rowspan="2">建物</td> <td rowspan="2">※自転車置場</td> <td>牧田町交番</td> <td>85,000円</td> </tr> <tr> <td>五領交番</td> <td>644,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 周壁の高さが、軒の高さの1/2未満</p>	台帳登録		財産名称	交番名	取得価額	正	誤	工作物	建物	※自転車置場	牧田町交番	85,000円	五領交番	644,000円	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、 今後は、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえない物であって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div>	<p>牧田町交番及び五領交番の自転車置場については、平成28年12月7日付けで工作物に修正登録を行ったものである。今後は、適正な事務処理に努めることとする。</p>
台帳登録		財産名称	交番名				取得価額										
正	誤																
工作物	建物	※自転車置場	牧田町交番	85,000円													
			五領交番	644,000円													

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
茨木警察署 警察本部 総務部 施設課	<p>公有財産台帳の登録内容に誤っているものがあった。</p> <p>【山手台交番】</p> <table border="1" data-bbox="516 512 1166 659"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> <th rowspan="2">取得価額</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>※自転車置場</td> <td>481,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 周壁の高さが、軒の高さの1/2未満</p>	台帳登録		財産名称	取得価額	正	誤	工作物	建物	※自転車置場	481,000円	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえない物であって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div>	<p>山手台交番の自転車置場については、平成28年12月7日付けで工作物に修正登録を行ったものである。今後は、適正な事務処理に努めることとする。</p>
台帳登録		財産名称	取得価額										
正	誤												
工作物	建物	※自転車置場	481,000円										

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
吹田警察署 警察本部 総務部 施設課	公有財産台帳の登録内容に誤っているものがあつた。 【山田西交番】 <table border="1" data-bbox="516 512 1234 659"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> <th rowspan="2">取得価額</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>※自転車置場</td> <td>685,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 屋根のみで周壁のないもの	台帳登録		財産名称	取得価額	正	誤	工作物	建物	※自転車置場	685,000円	速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、 今後は、適正な事務処理を行われたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であつて、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に附着して容易に移動しえない物であつて、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。 </div>	山田西交番の自転車置場については、平成28年12月7日付けで工作物に修正登録を行ったものである。今後は、適正な事務処理に努めることとする。
台帳登録		財産名称	取得価額										
正	誤												
工作物	建物	※自転車置場	685,000円										

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）